

リニューアル！「外来化学療法室」です

2016年3月より1階外来フロアにおきまして、中央処置室の改修工事を行ってまいりました。工事期間中は騒音等ご迷惑をおかけいたしました。ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

4月より、3ブロックにて、新中央処置室が開設しておりますが、この度、旧中央処置室の工事が終わり、7月1日より「外来化学療法室」として開設いたしました。

外来化学療法室では、通院しながら、主に抗がん剤治療を行ったり、慢性関節リウマチ、炎症性腸疾患などの薬物治療も行います。

今回の治療室の改装では、リラックスして治療が受けられるよう、床は木目調で室内はやさしい雰囲気となっております。



ベッド数は10床となり、新しいリクライニングチェアも導入しました。

また、室内に化学療法室専用のトイレができ、より安全に治療が受けられるようになりました。

外来で化学療法を受けられる患者さんに、安全安楽に治療を受けていただき、よりよい治療室となるよう、今後もスタッフ一同で取り組んでまいります。

～がん患者指導管理料について～

外来でのがんに対する治療が進む中で、より患者さんが安心して治療を受けられるように、医療者に相談できる体制として、2014年度の診療報酬の改訂で、がん患者指導管理料が導入されました。内容については右表の通りです。

新しい外来化学療法室でも、プライバシーが保たれ相談しやすい場となるよう、個室の面談室が2部屋できました。

看護師・薬剤師への治療や療養についてのご相談がある方は、外来化学療法室までご連絡下さい。

<がん患者指導管理料1> (1回に限り)
医師が看護師と共同して治療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合

<がん患者指導管理料2> (6回に限り)
医師または看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合

<がん患者指導管理料3> (6回に限り)
医師または薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性について文書により説明を行った場合